

表3 第11次鳥獣保護事業計画の許可基準におけるアオサギの駆除時期等に関する都道府県別規定内容

都道府県	「捕獲対象でない鳥獣の繁殖に支障がある期間は避ける」に類する規定の有無	「指針」には無く、都道府県が独自に加えた規定
北海道	○	
青森	○	
岩手	○	
宮城	×	(鳥獣の繁殖時期はできる限り捕獲を避けるものとする。)(注1)
秋田	×	鳥獣の繁殖期における捕獲はできるだけ避けることとし、鳥獣の種類により被害発生時期と繁殖期が一致するものにあつては捕獲区域を制限し、原則として営巣及び繁殖の場所等は除外するものとする。
山形	○	
福島	○	
茨城	○	
栃木	○	
群馬	○	
埼玉	○	
千葉	○	サギ類の集団繁殖地(中略)に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う(後略)
東京	○	
神奈川	○	
新潟	×	
富山	○	
石川	×	(前略)鳥獣の繁殖期においては、緊急やむを得ない場合を除き、原則として許可しないものとする。
福井	○	
山梨	○	鳥獣の繁殖に支障がある期間(中略)についてはできるだけ避けることとする。(許可基準表中の記載)
長野	○	
岐阜	×	(愛鳥週間の期間5月10日から5月16日まで)の期間は原則として許可しないものとし、当該鳥獣の繁殖期間に十分配慮する。
静岡	×	
愛知	○	
三重	○	愛鳥週間、動物愛護週間の時期は避けるよう配慮する。
滋賀	○	
京都	○	愛鳥週間(5月10日～5月16日)、動物愛護週間(9月20日～9月26日)の期間中の捕獲は(中略)避けるよう努める。
大阪	○	
兵庫	○	
奈良	○	
和歌山	○	
鳥取	○	
島根	○	
岡山	○	
広島	○	サギ類(チュウサギを除く)は、原則コロニーの繁殖期の許可はしない。(許可基準表中の記載の要約)
山口	○	
徳島	○	鳥類にあつては、その種の繁殖期間を除く。(許可基準表中の記載)
香川	×	愛鳥週間(5月10～16日)における鳥類の捕獲許可及び鳥類の繁殖期(4～6月)の捕獲許可については、特別の事由がない限り避けるものとする。
愛媛	○	
高知	×	繁殖期の鳥類を保護するため、4月1日から7月31日までの期間は原則として銃器による捕獲は許可しません。ただし、現に被害が発生している場合及びむな、あみによる捕獲ができない場合は、この限りではありません。
福岡	×	
佐賀	×	
長崎	×	原則として、「愛鳥週間」「動物愛護週間」の期間中は除く。
熊本	×	
大分	○	
宮崎	○	鳥類の繁殖期に支障がある場合は、その区域における許可を避けるものとする。(許可基準表中の記載)
鹿児島	×	
沖縄	○	

(注1) 捕獲期間の詳細は鳥獣保護事業計画でなく「宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」で規定するとしている。同要領は確認していないが、表に示した文言が県内複数市町村策定の「有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」に見られることから、県の要領で同様の規定があるものと思われる。